

厚木市高等職業訓練促進継続給付金等支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金の支給について、母子家庭高等職業訓練促進継続給付金及び父子家庭高等職業訓練促進継続給付金事業の実施について（令和8年4月9日こ支家第181号こども家庭庁支援局長通知）に基づくほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進継続給付金 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10に基づく父子家庭高等職業訓練促進給付金と同等の給付金をいう。以下「訓練促進継続給付金」という。
- (2) 高等職業訓練修了支援特別給付金 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び令第31条の10第1項に基づく父子家庭高等職業訓練修了支援給付金と同等の給付金をいう。以下「修了支援特別給付金」という。

(対象者)

第3条 訓練促進継続給付金及び修了支援特別給付金の対象者は、ひとり親家庭の親（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に20歳以上の子その他これに準ずる者（以下単に「子」という。）を扶養しているものをいう。）であって、養成機関において修業を開始し、子が20歳に到達した日以後及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に規定するいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）として訓練促進給付金を受給しながら養成機関において修業していた者であって、子の20歳到達後も引き続き養成機関において修業し、子を扶養していること。ただし、修了支援特別給付金については、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）時点において母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であること。
- (3) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養

手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

- (4) 訓練給付金の受給時に就職を容易にするために必要な資格として厚木市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱第3条に規定する資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、訓練促進給付金の受給時から引き続き同一の養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (5) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

2 前項各号列記以外の部分に規定するその他これに準ずる者とは、当該配偶者のない者より年下の扶養親族（孫、ひ孫、弟、妹等をいう。）を指す。

（支給期間等）

第4条 給付金の支給期間等は、次に定めるとおりとする。

(1) 訓練促進継続給付金

ア 訓練促進継続給付金の支給期間は、養成機関における修業を開始した日から修了日までの期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）から訓練促進給付金の支給期間を差し引いた期間を超えない期間で資格取得に必要な期間とする。

イ 訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の支給期間と通算して60月を超えない範囲で支給するものとする。

ウ 訓練促進継続給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月で終わる。

(2) 修了支援特別給付金

ア 修了支援特別給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

イ 訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援特別給付金を支給するものとする。

（訓練促進継続給付金の支給額等）

第5条 訓練促進継続給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進継続給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進継続給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の

規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）にあつては、月額140,000円）

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額110,500円）

2 訓練促進継続給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

（修了支援特別給付金の支給額等）

第6条 修了支援特別給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 25,000円

2 修了支援特別給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

（訓練促進継続給付金の申請）

第7条 訓練促進継続給付金の支給を受けようとする対象者は、訓練促進給付金の支給が終了した月の翌月以後に厚木市高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書（以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請にあつては、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができるときは、添付書類を省略することができる。

(1) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村民長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族

(19歳未満の者に限る。) がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

イ 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書)及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(3) 第5条第1項第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類

(4) 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(修了支援特別給付金の申請)

第8条 修了支援特別給付金の支給を受けようとする対象者は、修了日から起算して30日以内に支給申請書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

2 前項の規定による申請にあつては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

イ 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立

書) 及び当該控除対象扶養 親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含
む。)

(3) 第6条第1項第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に
属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該
当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月まで
の場合にあつては、前年度とする。))の状況を証明できるものに限る。)

(4) 当該カリキュラムの修了証明書の写し

(決定通知)

第9条 市長は、支給申請があつた場合は、当該ひとり親家庭の親が支給要件に該当している
かを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親に対
して通知しなければならない。

(請求)

第10条 訓練促進継続給付金等の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、月ご
とに請求書を市長に提出しなければならない。

(在籍証明等の提出)

第11条 受給者は、各月ごとに厚木市高等職業訓練促進継続給付金出席状況確認書を市長に提
出しなければならない。

2 受給者は、各年度の修了月に養成機関の修得単位証明書を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の届出等)

第12条 受給者は、子を扶養しなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を
取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給
者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給
者と生計を同じくするものを含む。)に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若し
しくは世帯を構成する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者
と生計を同じくするものを含む。)に異動があつたときは、やむを得ない事由がある場合を
除き、14日以内に、市長に届出なければならない。

(取消通知)

第13条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、そ
の旨を当該対象者に通知しなければならない。

(給付金の返還)

第14条 市長は、偽りその他の不正な手段により訓練促進継続給付金等及び修了支援特別給付金
の支給を受けた者があるときは、その者に対し、給付金の返還を命じることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 令和8年4月1日から7月31日までの間において、第3条に規定する対象者に該当する者の第4条第1号ウの規定の適用については、同ウ中「申請のあった日の属する月」とあるのは、「令和8年4月」と読み替えるものとする。